

函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板運用事業者募集要項

1 目的

市の保有する財産の有効活用として、市民サービスの向上および自主財源の確保に資するため、函館市広告掲載要綱に基づき、本庁舎内に設置している広告付の庁舎周辺等地図および庁舎内等案内板（以下「案内板」という。）の運用および広告を取り扱う事業者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名 称 函館市役所本庁舎
- (2) 所 在 地 函館市東雲町4番13号
- (3) 開庁時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- (4) 閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日まで

3 募集内容

(1) 業務名称

函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板運用業務

(2) 案内板設置場所

函館市役所本庁舎正面玄関2カ所および市民ホール内1カ所（別紙1「設置位置図」を参照すること。）

(3) 業務内容

- ① 本庁舎に設置している案内板を維持管理し、必要に応じて情報の更新を行うこと。
- ② 案内板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲出すること。
- ③ 広告に関する問い合わせや苦情等の問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、速やかに問題解決のため対応すること。
- ④ その他詳細については、別紙2「函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板運用業務仕様書」によるものとする。

(4) 広告の内容等について

- ① 見積書に提示する広告掲出料の金額は、通年（1年間）のものとし、消費税および地方消費税を含んだものとします。
- ② 広告内容について

案内板に掲出する広告の広告主および内容等については、函館市広告掲載要綱お

よび函館市広告掲載基準によることとし、広告に関する苦情等について一切の責任を負っていただきますので、問題等が生じた場合は速やかに本市に報告するとともに、対応に当たっていただきます。広告内容に問題が生じた場合、当該広告の掲載を中止していただく場合があります。

また、案内板および掲出広告に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、運用事業者の責任および負担において解決していただきます。

(5) その他

- ① 運用事業者決定後、当該業務に関する協定書を本市と締結していただきます。
- ② 本業務の契約期間は令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日とします。

また、契約期間満了の3か月前までに、双方からの特段の意思表示がない場合、同一内容ならびに同一条件でさらに契約期間を1年間更新することができることとし、更新については最長5年間（令和10年（2028年）3月31日まで）とします。

なお、契約期間中であっても、事業者が運用条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、または失った場合には、当該契約を取り消すことがあります。

- ③ 案内板の契約期間中における案内板の維持管理費等の必要経費については、全て運用事業者の負担とします。

4 応募方法

(1) 次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

- ① 本市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登録があるもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないもの。
- ③ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。

(2) 募集期間

令和5年2月14日（火）から令和5年2月28日（火）

(3) 提出先等

- ① 提出先 函館市総務部総務課（函館市東雲町4番13号 函館市本庁舎6階）

- ② 提出方法 募集期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時45分から午後5時30分の間に、下記の提出書類を上記提出先へ直接持参もしくは郵送してください。

なお、ファックス、インターネットなどによる提出は受理しません。

(4) 提出書類（各1部ずつ）

- ① 見積書（任意様式）
② 誓約書（別記第1号様式）
③ 提案書（様式は任意とします。ただし下記の事項を記載または添付してください。）

ア 案内板に掲示する庁舎案内図・周辺地図の仕様・デザイン

イ 案内板に表示するデジタルサイネージの仕様・デザイン

ウ 案内板の維持管理体制（更新方法や安全対策等）

エ 過去に実施した広告事業の実績について

5 選定方法等

- (1) 提出書類により上記応募資格を満たしていることを運用事業者の選定対象とし、見積価格が予定価格（150,000円）以上で最も高い者を運用候補者とします。見積価格が最も高い者が2者以上の場合は、実績等を総合的に考慮し、選定します。

なお、提案書の内容などに関して、必要に応じて直接説明していただく場合や質問させていただく場合があります。

- (2) 運用事業者選定の通知等について

選定結果は別途書面にてお知らせします。

6 問い合わせ先

担当部課：函館市総務部総務課（担当：岩城）

所在地：函館市東雲町4番13号（函館市役所本庁舎6階）

電話：0138-21-3646（直通）

FAX：0138-27-6489

メール：soushomu@city.hakodate.hokkaido.jp